

令和4年度県予算編成 並びに施策に関する要望書

令和3年11月4日

宮城県町村会

令和4年度県予算編成並びに 施策に関する要望事項

目 次

1	東日本大震災に関する復旧・復興対策について	1
2	町村財政基盤の強化について	4
3	地方創生の推進について	6
4	みやぎ発展税及び企業立地促進税制について	8
5	市町村振興総合補助金の充実について	9
6	総合防災対策事業の整備促進について	10
7	警察機能の増強について	12
8	消防団の体制強化について	13
9	地域公共交通等の充実強化について	14
10	デジタル化施策の推進について	15
11	年金支払額の過年度課税等の取扱いについて	16
12	旧鉱物採掘区域災害対策への支援強化について	17
13	河川・海岸等の整備促進について	18
14	道路整備事業の促進について	21
15	宮城県総合運動公園（グランディ21）周辺の総合交通対策について	27
16	令和元年東日本台風からの復旧・復興へ向けた支援について	28
17	農業対策の充実強化について	29
18	森林・林業対策の推進について	34
19	水産業対策の充実について	36
20	野生鳥獣被害対策の拡充について	39
21	松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と早期完成について	41
22	広域観光の充実に向けての支援について	42
23	仙台北部中核都市建設の促進について	45
24	企業誘致と新産業創出の促進について	46

25	中小企業の支援について	47
26	消費者行政の強化について	48
27	再生可能エネルギーの促進について	49
28	廃棄物処理対策への支援について	51
29	住民の安全安心な生活環境の確保について	52
30	国民健康保険の安定的運営について	53
31	地域の保健医療について	54
32	社会福祉対策について	58
33	子育て支援対策の充実強化について	61
34	学校教育環境等の充実について	64
35	文化財保護法「特別名勝松島」に係る区域指定の見直し等について	67

1 東日本大震災に関する復旧・復興対策について

東日本大震災の発生から10年以上が経過したが、今なお、生活再建に対する支援、心のケア、コミュニティの再生など解決すべき課題が山積している状況にある。

については、復旧・復興のために必要な課題解決に向けて、次に掲げる事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 復旧・復興対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえて、復興が完了するまでの間、必要な事業に対する特例的な財政措置や支援措置を確実に実施するよう国に働きかけること。
- (2) 復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保は今後とも重要な課題であることから、復興事業の進捗に合わせた人材を確保できるよう、マンパワーの確保対策を継続するとともに、派遣職員の人件費等の財政的支援についても継続的に確保すること。
- (3) 本格的な漁業の復興には、漁場の復旧が不可欠であるが、海底瓦礫は未だ存在しており、操業の妨げとなっていることから、撤去作業を継続すること。
また、多くの瓦礫が残存している沖合の撤去事業の継続を国に働きかけること。
- (4) 災害公営住宅等への移転等に伴い、被災者の心身のケア、コミュニティ形成や生きがづくりなど支援ニーズが多様化していくので、「宮城県被災者支援総合交付金」を継続・拡充すること。
- (5) 震災遺構は、震災を後世に伝える国家的財産として捉えるべきものであることから、維持管理に係る経費について財政支援を講じるよう国に働きかけること。
- (6) 農地整備事業地区における土地利用の整序化によって、非農用地では住宅や農業施設が建設され、防災公園やメガソーラー等の整備が進められている。

については、関係市町の非農用地の土地利用計画の実現に向けて必要な支援を

継続すること。

- (7) 災害援護資金貸付制度については、多額の未収金が発生していることから、自治体が「支払い猶予を適用し償還期間を延長した場合」や「償還免除を決定した場合」には、国や県に対する「償還期間の延長や償還免除」が可能となるよう関係規定を整備し、具体的基準を明示するよう国に働きかけること。

また、債権回収に向けた自治体個々の取り組みに対する経費について助成を行うよう国に働きかけること。

2 原子力対策について

(1) 安全確保

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故の検証を確実にを行い、安全上反映すべき事項については、国内原子力施設に反映し安全確保に万全を期すよう継続して国に働きかけること。

- ② 女川原子力発電所の再稼働に際しては、県民が不安を抱かないように、情報発信を東北電力株式会社に働きかけること。

また、自然災害発生と同時に原子力発電所で事故が発生した際に備え、国、県が一体となって、次のことについて取り組むこと。

ア 道路橋りょう等の強靱化を進め、避難路の安全確保に取り組むこと。

特に現在未整備となっている国道398号「沢田工区」、県道女川牡鹿線「大谷川浜小積浜工区」、県道石巻鮎川線「風越Ⅲ期工区」の整備を推進すること。

イ 今後の原子力防災訓練の実施により明らかになる課題の解決に努めること。

ウ 避難計画の実効性を高めること。

- (2) 農林水産物の検査に要する費用については、平成31年度から放射能測定に係る人件費が地方消費者行政強化交付金の対象外となっていることから、全額国で負担するよう働きかけること。

- (3) 多核種除去（ALPS）処理水の処分にあたっては、影響の大きい農林水産業等地元関係者をはじめ住民に対し、引き続き丁寧な説明を行い、理解を得る

こと及び風評を生じさせないための仕組みづくりが重要であることから、次のことについて国に働きかけること。

- ① 放出するトリチウムの量が最小限となる処分方法の開発及び研究に積極的に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて継続的に検討すること。
- ② 風評被害の払拭に向けては、正確な情報を分かりやすく発信し、国民や国際社会に対し現状等についての正しい理解を深めることが重要であることから、トリチウムに関する海域モニタリングを定期的を実施するとともに、その結果を公表すること。
- ③ 万全の対策を講じても、風評被害が発生し生産者や事業者に損害が生じる事態になった場合には、対象となる地域、期間等を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償・補償を行うこと。

2 町村財政基盤の強化について

町村が自主性・主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくためには、税源配分のあり方の見直しと偏在制の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

については、町村財政基盤の強化に向けて次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 次の事項について、積極的に国に働きかけること。

(1) 町村が様々な対策に対応するためには、継続的に安定した自主財源が必要なことから、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

また、累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることがないように、万全の財政措置を講じること。

(2) 国の制度改正に伴うシステム改修が必要になる場合には準備期間を十分配慮し、経費について、万全の財政措置を講じること。

(3) 地方税は、地方自治財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることから、地方が担うべき事務と責任に見合うよう国税と地方税の税源配分を見直すとともに、地方税の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること。

(4) 資材不足や人材不足を起因とする建設費等の高騰が続いていることから、町村の負担軽減のための国庫負担制度の確立や町村が計画的に進める施設整備に遅れが生じないように各種施設整備交付金の建設単価の見直し期間の短縮を図ること。

(5) 震災減収対策企業債に対する地方交付税の拡充など、公債費負担対策等による経営回復に資する財政支援を講じること。

(6) 国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十

分な財源を確保すること。

(7) 地上デジタル放送受信設備等の維持管理に対する支援

- ① 共聴組合に対する難視対策については、共聴組合員の高齢化及び減少に伴い、施設の維持管理や更新費用などの不安を訴える地域が多くなってきていることから、これらの財政措置を講じること。
- ② 維持管理費の多くを占める電柱共架料、NTT柱添架料について、共聴組合員の高齢化及び減少に伴い、大きな負担となってきたことから、料金の免除や軽減措置を講じること。

2 地方税滞納整理支援の継続について

地方税の収入未済額（滞納額）の圧縮は、解決しなければならない緊急の課題となっていることから、市町村の徴収体制の強化及び税務職員の人材育成などの支援を継続すること。

3 相続登記未了資産に係る固定資産税の課税誤りの対応について

相続登記が終了していない固定資産税の課税に関して、「相続人代表者の個人の資産」と「死亡者の資産」を分けて課税しなければならないが、誤って「相続人代表者の個人資産」と合算して課税していた町村がある。

そのため、対象者に対して、更正通知し、還付処理を行っていくことになるが、他の町村と異なる取り扱いをした場合、訴訟に発展する可能性があることから、納税の公平性を期すため、町村間で共通理解できるよう助言すること。

3 地方創生の推進について

人口減少を克服し、地方創生を実現するためには、長期的視点に立った施策の推進が必要である。また、アフターコロナに向けて、新しい日常が模索される中で、改めて地方への関心が高まっている。

については、この機を捉え地方創生の推進のため次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 移住・定住対策の推進について

新型コロナウイルス感染が広がる中で、首都圏等の過密都市のリスクが認識されるとともに、オンライン会議やテレワークの有効性が広く定着し、地方への移住の機運が高まってきている。これを好機と捉え、町村が関係人口を創出するため様々な形態のワーケーションを推進できるよう、また、地方進出を模索している企業等が県内にサテライトオフィスを設置することで、U I J ターンの促進につなげていけるよう、県が市町村と企業とのマッチング支援を行うなど、首都圏からの移住・定住拡大に向けた施策を積極的に推進していくこと。

また、県では、移住・定住対策に関する窓口が、移住支援金については地域振興課、移住支援金の対象法人の登録等については雇用対策課といったように担当課が分かれていることから、ワンストップで解決できるような総合的窓口を設置すること。

2 地方創生事業の財源等について

地方創生推進交付金については、総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫をいかした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金として、その規模を拡充するよう国に働きかけること。

また、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の一層の利用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等の周知をさらに強化

するよう国に働きかけること。

3 国及び県との人事交流等について

市町村では多様な行政ニーズ対応した公共サービスを提供するために、人材育成や職員の意識改革を推進するため、国や県と市町村間との人事交流や職員派遣を独自に実施している。

今後、地方創生の更なる推進のため、行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国の職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するよう、国と市町村間との人事交流や国の職員派遣の実施について、側面的支援を行うこと。

また、県と市町村の連携を強化し、地域全体の行政運営の活性化を推進するため、特に次代を担う若手職員が交流し意見交換等を行う機会を設けること。

4 みやぎ発展税及び企業立地促進税制について

みやぎ発展税及び企業立地促進税制の活用にあたっては、中小企業・小規模事業者の振興や人手不足などの様々な環境変化により生じる諸課題の解決など「富県宮城の実現」に向けた各種施策を推進すること。

5 市町村振興総合補助金の充実について

「市町村振興総合補助金」は、住民に最も身近な市町村が主体的に地域課題を解決するうえで、交流・関係人口の増加、コミュニティの形成、教育や福祉の向上などに有効かつ計画的に活用されているところである。

については、さらなる町村支援と地方創生の後押しを図られるよう、予算枠を拡大し、十分な予算措置を講じること。

また、補助メニューの追加や要件を緩和し、制度の充実を図ること。

6 総合防災対策事業の整備促進について

大規模な自然災害から、住民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制を整備することは、重要課題である。

特に地震、津波、火山噴火等の観測態勢の整備と発生原因の調査研究、住民等に対する迅速な情報提供・伝達体制の整備は非常に重要である。

については、次の事項について対策に万全を期するよう強く要望する。

1 防災行政無線について

防災行政無線のデジタル化移行は進んでいるが、保守・管理に多額の費用がかかるのが実状である。整備だけでなく、維持管理費にかかる財政措置を講じるよう国に働きかけること。

なお、同報系防災行政無線は、災害時の有効な情報伝達手段のひとつとして、継続的かつ安定的に運用する必要があることから、維持管理費の補助制度創設、電波利用料無料化、開局・更新申請にかかる手続簡素化を国に働きかけること。

また、小規模集落の難聴対策について、FM受信機や戸別受信機等の設置及び維持管理や、地形的な問題から、電波の電弱地帯を改善するため、屋外拡声子局や再送信局の設置・増設に対しても補助制度を創設するよう国に働きかけること。

2 水門等の整備について

(1) 河口付近の堆砂を解消し、水門の機能維持を図ること。

(2) 津波対策に係る水門・陸閘の維持管理費に対する補助制度を創設するよう国に働きかけること。

3 急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の対策事業について

(1) 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に指定された箇所について、事業の促進を図ること。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の対策事業については、十分な予算を確保するとともに国の要件を満たさない箇所の対策工事を推進すること。

4 砂防区域等における対策事業について

- (1) 砂防区域における土砂、流木等の撤去を行うなど、維持管理の徹底を図ること。
- (2) 既設の砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地施設については、経年劣化及び機能不全となっている施設が多数あることから、修繕及び改築を行い、地域における安全性の向上を図ること。

5 県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業について

本事業に係るスクールゾーンは小学校を中心に概ね500m以内の区域とされ、補助対象経費は、ブロック塀の一部又は全部の除却に要する費用とされている。

一方、国の社会資本総合交付金（防災・安全交付金）のブロック塀等の安全確保に関する事業の交付対象範囲は地域防災計画又は、耐震改修促進計画で位置づけた避難路（通学路を含む）沿道となっており、距離の制限がなく、ブロック塀等の除却のほか改修も交付金の対象に含まれている。

そのため、ブロック塀等の除却を行う区域によって、また、改修の場合には県補助対象外となることから、町村の負担を軽減できるよう県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業の対象範囲を国と同様にすること。

6 災害救助法の適正な運用について

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に対する災害救助法の適用については、地震被害が県内の広範囲に及んだ福島県では8市9町に対し4号基準を適用され、災害救助法に基づく住宅の応急修理の対策等が速やかに行われた。

一方、山元町では福島県の市町より被害が大きいにもかかわらず、災害救助法が適用されなかったため、被災者は同法に基づく住宅の応急修理の対策等を受けることができなかった。

については、県をまたいだ災害の場合、県境の隣接自治体間で格差と不公平感が生じないように、隣県と調整するなど県として適切な運用に努めること。

7 警察機能の増強について

県内の刑法犯認知件数及び交通事故発生件数は、近年、減少傾向であるが、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するためには、警察機能の拡充など住民生活の安全対策の充実・強化等を図ることが重要である。

については、次に掲げる事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 老朽化した交番・駐在所の改築等を含めた施設の整備促進
- 2 警察官の人員確保
- 3 外国人犯罪の未然防止

8 消防団の体制強化について

災害・事故の大規模化や高齢化が進み、また、住民ニーズの多様化などにより、消防及び救急を取り巻く環境は大きく変化してきており、消防及び救急の体制を強化していくことは緊急の課題である。

特に地域に密着した消防団は、住民の生命・財産を守る一翼として、災害時には大きな役割を果たしているが、消防団員数が年々減少しており、地域防災体制は危機的な状況にある。

については、消防団員の安全対策を含めた装備の充実や更新、消防団の施設の耐震化など財政支援を図るため、次の事項について国に要望するなど特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 小型ポンプ積載車両の導入により機動性の向上が望めることから、導入及び更新に際し財政措置を講じること。
- 2 小型ポンプ積載車両の保管において、保管庫は必要不可欠であることから、小型ポンプ積載車両の導入と並行して整備する場合、財政措置を講じること。
- 3 消防団員の安全装備品等について、東日本大震災の教訓を踏まえ消防団の装備の基準等が改正されたことに伴い安全確保対策（対切創性手袋、防塵メガネ等）、情報通信（車載用無線機等）及び消防団員服制基準の改正に伴う配備に対する補助制度を拡充すること。
- 4 「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められたことに伴い、市町村では消防団員の報酬等を見直していくことから、必要な財政措置を講じること。

9 地域公共交通等の充実強化について

地方バス路線や第三セクター鉄道などは、地域住民の生活に欠かすことのできない交通手段であり、その維持存続のため様々な方策を実施している。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

- 1 高齢者の通院・買い物、学生の通学などの手段として地域公共交通は不可欠であることから、地域住民の生活交通を維持するため「宮城県バス運行維持対策費補助金」の補助対象・補助率を拡大すること。

また、国庫協調補助金としてバス事業者に対し補助している「宮城県バス運行対策費補助金」については、地域の実情に応じた制度運用となるよう国に働きかけること。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやリモート授業が推奨され、不要不急の外出自粛要請の結果、地域公共交通の利用者が減少していることから収入減に対する財政支援を国に働きかけること。

- 2 阿武隈急行線は、地域の持続的発展のため、雇用の確保や若年層の流出抑制など人口減少対策には必要不可欠であることから、継続的な支援を行うこと。

また、鉄道事業者及び沿線自治体の安定した財政運営のため、法令等に基づいて実施する必要があるものについては、確実に補助所要額を確保するよう国に働きかけること。

- 3 主要駅や空港と観光地等を結ぶ二次交通や集落と病院等を結ぶ交通など、広域的な交通体系の整備を図ること。

10 デジタル化施策の推進について

デジタル化によって住民生活、医療・福祉、教育・文化、産業振興等の多様な分野における活用や利便性の向上が期待されることから、町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進することが必要である。

については、次の事項について積極的に国に働きかけること。

- 1 DXの推進に当たっては、専門人材や財源の確保が課題となることから、積極的な人的・財政的支援及び情報提供を行うとともに、eラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容を体系化することにより、人材育成を支援すること。
- 2 情報システムの標準化・共同化及びガバメントクラウドの構築については、早期に的確な情報提供を行うとともに、町村の意見を十分に踏まえたきめ細かな対応を行うこと。
- 3 個人番号カード取得促進に係る各種施策を受けた交付申請数の増大によって、交付事務を担う町村窓口の負担が過大とならないよう、申請手続・交付事務の簡素化等万全の対策を講じること。

また、個人番号カード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。

11 年金支払額の過年度課税等の取扱いについて

公的年金の源泉徴収票自体の度重なる訂正により、税額更正を行った納税通知書を発送する度に住民より苦情が寄せられるため、所得を基礎として課税計算を行う税目等についても影響が出ることを含めて通知することを早急に対応するよう継続して国へ働きかけること。

また、自治体が当該年度の当初課税の税額を確定し、納税通知書を送付する時期よりも先に住民へ年金支払通知書を送付された場合、年金支払通知書には仮算定の税額が記載された内容で通知が行われているため、支払通知書記載の税額と納税通知書記載の税額が異なることについて問い合わせを多く受ける。

そのため、年金支払通知を行う際には、仮算定のため実際の税額と異なることを明記するなど、よりわかりやすい記載内容となるよう検討することを継続して国に働きかけること。

12 旧鉱物採掘区域災害対策への支援強化について

亜炭採掘跡の崩壊に起因する陥没被害が多く発生しており、特に東日本大震災の発生以降増加してきている。

臨時石炭鉱害復旧法等が廃止された以降は、国と県が基金を造成し、指定法人が実施する特定公害復旧事業により被害者を救済してきたところであるが、本県においては令和5年度には基金原資が枯渇する恐れも出てきている。

については、基金への積増しのための補助金の創設等について、十分な財源の確保や支援等、早急な対応を図られるよう国に働きかけること。

13 河川・海岸等の整備促進について

河川・海岸は、氾濫・堤防の決壊など災害が発生すれば、生命と財産が危機に見舞われることから、十分な対策を講じる必要がある。令和元年東日本台風においては、県管理河川で多くの被害が発生したところであり、防災・減災に向けた治水対策は喫緊の課題となっていることから、早急な河川改修等の対策を講じること。特に次の河川については特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 災害防止等のため河川の改修事業等の促進を図ること。

(1) 出来川の改修事業促進及び浚渫等の維持管理徹底

(2) 身洗川

① 河川内支障木の除去等維持管理の徹底

② 浚渫事業の促進

③ 上流起点部の調整池の機能維持

④ 豪雨時における観測用水位計の設置

(3) 西川の河川内支障木の除去等維持管理の徹底

(4) 奥田川

① 浚渫事業の実施

② 国土交通省施工中の遊水池整備事業に合わせた堤防嵩上げ等、排水機能強化の促進

(5) 埋川の浚渫事業促進

(6) 焼切川

① 浚渫事業実施

② 河川内雑草木除去事業の実施

(7) 竹林川

① 河川改修事業の促進

② 河川内支障木の除去維持管理の徹底

③ 豪雨時における観測用水位計の設置

- (8) 宮床川の河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- (9) 鞍坪川の改修事業促進
- (10) 多田川の堤防緊急点検に基づく堤防補修、浚渫事業促進及び築堤等の早期改修
- (11) 名蓋川の堤防緊急点検に基づく堤防補修、浚渫事業促進及び築堤等の早期改修
- (12) 河童川の浚渫事業実施
- (13) 花川の浚渫事業実施及び河川内支障木の除去
- (14) 深川
 - ① 排水機場整備及び移動式ポンプの機能強化
 - ② 樋門の直営管理
- (15) 新深川の浚渫事業実施
- (16) 保野川の未改修区間改修事業の整備促進及び浚渫事業実施
- (17) 長谷川の浚渫事業実施
- (18) 荒屋敷川の浚渫事業実施
- (19) 新川の改修事業促進
- (20) 小西川
 - ① 浚渫事業の促進
 - ② 未改修区間改修事業の整備促進
- (21) 美女川の浚渫事業実施
- (22) 田中川の浚渫及び堤防の改修事業実施
- (23) 白石川の浚渫事業実施及び河川監視カメラの増設
- (24) 雉子尾川の改修事業の促進
- (25) 洞堀川の改修事業の促進及び河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- (26) 善川の浚渫事業実施
- (27) 杳掛川の浚渫事業実施
- (28) 楳田川の浚渫事業実施

2 中小河川改修事業の早期完成及び整備促進を図ること。

- (1) 高城川の早期完成
- (2) 砂押川の改修事業促進及び浚渫事業等の維持管理徹底
- (3) 勿来川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (4) 坂元川の整備継続区間の早期完成並びに現整備区間の上流部の早期事業化
- (5) 戸花川の整備継続区間の早期完成
- (6) 沢戸川の浚渫等の維持管理徹底
- (7) 坪沼川の改修事業促進及び浚渫等の維持管理徹底
- (8) 荒川の浚渫等の維持管理徹底及び白石川合流部改修による流下能力向上
- (9) 新川の浚渫等の維持管理徹底
- (10) 味明川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (11) 藤田川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (12) 森の川の改修事業の実施
- (13) 新川（村田町沼辺字田辺地区）に豪雨時における観測用水位計の設置

3 仙台塩釜港塩釜港区の小浜地区は、県内外から多くのヨット競技者・愛好者が利用しているが港内にトイレがなく、不便な状況となっている。

については、県として、マリンスポーツの振興、交流人口の増加を図る観点から、公衆用トイレを設置すること。

14 道路整備事業の促進について

三陸縦貫自動車道をはじめとする道路は、住民の日常生活を支えるとともに、地域間交流の範囲拡大と連携強化につながるため、地方においては新たな地域づくりの展開を可能にする極めて重要な社会基盤である。

特に県道等の主要地方道路は、救急医療時における搬送、災害発生時の避難や広域応援等対策を実施する上で重要な役割を担っている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 高速自動車道及び高規格幹線道路並びに地域高規格道路等の整備促進を図ること。

(1) 三陸縦貫自動車道

- ① 全線4車線化
- ② 女川町までのアクセス道路の早期実現
- ③ 全区間の無料化

(2) 仙台北部道路

- ① 富谷JCTのフル化
- ② 宮城県総合運動公園へのアクセス道路の新設

(3) 常磐自動車道の山元ICから広野IC間の4車線化の早期整備

(4) 石巻新庄道路の早期完成

(5) 東北縦貫自動車道の菅生PAのスマートICの整備促進

2 国道の整備促進を図ること。

(1) 国道113号

- ① 丸森町金山地区バイパス化の早期整備
- ② 七ヶ宿町滑津地内における自歩道の早期設置又は路肩の拡幅
- ③ 七ヶ宿町峠田地内竹の沢橋の早期改良
- ④ 白石市福岡蔵本地内の早期改良

- ⑤ 七ヶ宿町蒲木地内における自歩道の早期設置または、路肩の拡幅
- (2) 国道286号
 - ① 碁石から赤石までの道路整備の早期完成
 - ② 野上バイパス整備の早期着手
- (3) 国道346号
 - ① 涌谷町黄金地区から小里地区までの安全確保のため急勾配緩和、自歩道の整備、並びに黄金山トンネルの老朽化対策
 - ② 本吉以南の整備促進
 - ③ 根廻交差点の早期改良
- (4) 国道347号
 - ① 雪崩・視程障害対策の強化及び除雪体制並びに緊急体制強化による24時間開放
 - ② 宇津野地内未改良区間の拡幅改良の促進
 - ③ 小野田地区、中新田地区バイパスの早期着手
- (5) 国道349号
 - ① 丸森町耕野地区の未改良区間の整備促進
 - ② 柴田町「白幡橋」の早期架替構想の策定
- (6) 国道398号
 - ① 万石浦沿岸部の減災対策
 - ② 安住から浦宿までの自歩道設置
- (7) 国道457号
 - ① 川崎町川内・本砂金地区の歩道整備
 - ② 大瓜沓掛から大瓜焼切地内の歩道設置
 - ③ 蔵王町遠刈田地区松川大橋から主要地方道白石上山線交差点まで、及び遠刈田郵便局から町道鬼石原線入口付近までの歩道整備
 - ④ 県道升沢吉岡線との交差点改良
 - ⑤ 県道升沢吉岡線以北の改良整備
 - ⑥ 加美町上狼塚、赤塚地区及び色麻町新北目地区のバイパス及び橋梁整備
 - ⑦ 色麻町内の既設狭幅歩道及び両側歩道の設置

(8) 国道4号

震災後、自治体管理の地下道において漏水が進行し、冬期には凍結により危険性が指摘される状況であるため、国に必要な措置を講じるよう働きかけること。

3 主要地方道の整備促進を図ること。

(1) 塩釜吉岡線

- ① 富谷市道石積線から仙台三本木線への延伸
- ② 森郷新柱田区域への歩道整備
- ③ 大和町鶴巣地区における、道路冠水区間の解消

(2) 仙台松島線

- ① 初原バイパスの2期計画の推進
- ② 桜渡戸・初原地区の狭隘区間の解消と歩道整備
- ③ 春日地区の歩道整備

(3) 塩釜亘理線

- ① 高屋字保原、高屋字石堂の交差点改良
- ② 亘理字東郷、高屋字堂田の交差点改良

(4) 亘理大河原川崎線

- ① 末広橋拡幅改良
- ② 本路線拡幅促進
- ③ 本関場橋架替及び亘理大河原川崎線・亘理村田線接合周辺の早期整備
- ④ 村田町と大河原町境の改良整備促進

(5) 石巻鹿島台色麻線

- ① 美里町二郷地区の歩道の早期完成
- ② 大衡村駒場字大原から上推路及び大衡字河原から堂ノ前の歩道設置、坂下から新北沢までの歩道整備事業の促進
- ③ 泥畑橋の改良

(6) 白石丸森線の国道349号線から県道越河角田線までの未改良区間の拡幅改良の早期完成を図ること。

(7) 岩沼蔵王線全線整備の早期完成を図ること。

蔵王町円田地区から永野地区までの改良整備並びに歩道設置について、早急に着手すること。

(8) 河南築館線の涌谷町松崎工区及び太田工区整備の早期完成

(9) 女川牡鹿線

① 整備改良区間の全線改良の早期実現

② 小乗地区、高白地区から横浦地区までの整備改良の早期実現

③ 国の指定を受けた原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象施設としての採択

(10) 丸森霊山線

① 不動尊キャンプ場から筆甫地区までの未改良区間の拡幅改良工事の早期完成

② 日向地内の拡幅改良促進

③ 石倉地区の両側歩道整備促進

(11) 仙台三本木線

① 大森・駒場間の歩道整備事業の促進

② 今泉から幕柳までの早期事業着工と塩釜吉岡線との変則交差点及び危険カーブの解消

③ 仙台三本木線と県道大衡落合線の交差点から県道塩釜吉岡線までの4車線化

④ 落合松坂地区大和町道松坂報恩寺線との交差点改良

(12) 塩釜七ヶ浜多賀城線の湊浜区内の右折レーン及び歩道の設置

(13) 利府松山線の粕川地内の歩道設置

(14) 南蔵王七ヶ宿線の関から横川地区までの整備促進

(15) 大和松島線の歩道設置

4 一般県道の整備促進を図ること。

(1) 越河角田線の道路改良を図ること。特に大張地区については水道敷設があることから早期完成を図ること。

- (2) 川前白石線の整備促進
- (3) 蔵王大河原線の整備促進
- (4) 角田山元線の復興計画に基づく早期整備
- (5) 山下停車場線の復興計画に基づく早期整備
- (6) 角田山下線の右折レーン滞留長の延伸
- (7) 鳴瀬南郷線の美里町木間塚地区の歩道設置及び歩行スペース確保のための側溝改修
- (8) 吉田浜山元線（山元地区）の歩道設置の促進
- (9) 払川町向線（払川ダムから払川集落まで）の整備促進
- (10) 西成田宮床線の整備促進
- (11) 大衡駒場線の整備促進
- (12) 最上小野田線の整備促進
- (13) 大衡仙台線全線の整備促進及び早期完成
- (14) 鳴子小野田線の小野田地区の2車線化と宮崎地区の未整備箇所の整備促進
- (15) 涌谷田尻線の石巻線下築街道踏切の拡幅及び自歩道の整備
- (16) 角田大内線の小齋峠付近から丸森側約0.9kmの改良
- (17) 丸森梁川線の峠坂下付近から福島県坂井までの約2kmの改良
- (18) 国道115号相馬福島道路に接続するアクセス道路としての町道小屋柵線整備について、県による過疎代行事業による早期実現
- (19) 名取村田線の坪沼川河川改修に伴う舘大橋の整備促進
- (20) 県道赤沼松島線（利府町赤沼字放森地内～松島海岸）の歩道整備促進及び渋滞対策
- (21) 角田山元線の国道6号から山元南スマートインターチェンジまでの区間の改良
- (22) 落合相川地区県道竹谷大和線と仙台三本木線との交差点改良
- (23) （仮称）大郷中粕川線の早期実現
- (24) 泊崎半島線の整備促進
- (25) 竹谷大和線の粕川地内の歩道設置

- 5 都市計画道路の整備促進を図ること。
 - (1) 北四番丁大衡線吉岡、大衡工区の早期完成
 - (2) 神谷沢春日線の利府町花園から利府松山線までの延伸整備
 - (3) 岩沼蔵王線に係る小池石生線の早期完成及び既存休憩施設（民話の道）休憩機能の向上

- 6 町村道等の県道昇格を図ること。
 - (1) 大和町町道小鶴沢線及び大郷町町道東成田新田線
 - (2) 色麻町町道大原線起点から加美町へ通じる県営広域農道整備事業で整備した町道（国道457号～大原線～広域1号線～広域2号線～加美町町道胆沢線）
 - (3) 利府町町道高島線及び町道沢乙1号線の一部区域
 - (4) 利府町道在加瀬線の一部区域
 - (5) 都市計画道路宮沢根白石線の富谷市明石台から仙台市松陵まで
 - (6) 国道457号（加美町下多田川字往還上北地内）から県道鳴子小野田線（大崎市鳴子温泉通原地内）の端部に接続している町道胆沢線

- 7 女川町が事業主体となって実施する出島架橋事業について、早期実現に向けて支援すること。

- 8 道路交通標識は、近年、標識が破損していたり、色褪せて表示が見えない箇所が多々見受けられる。特に住宅地内の標識が破損しているケースが多く、交通事故の誘発や、交通マナーの低下を招く恐れがあることから、次の事項について措置を講じること。
 - (1) 道路交通標識の破損・色褪せ等の早期対処
 - (2) 通常時の道路交通標識の状況確認作業の実施

- 9 自転車専用通行帯等の整備について
自転車活用推進法に伴う自転車専用通行帯等の整備について、県道においても計画的に推進すること。

15 宮城県総合運動公園（グランディ21）周辺の 総合交通対策について

宮城県総合運動公園（グランディ21）は、東北最大規模の総合運動公園施設として、これまで各種の競技大会やコンサートなどが年間を通し数多く開催されてきた。現在はコロナ禍による新しい生活様式の基準に基づく施設の入場制限を設けているため、顕著な渋滞は発生していないものの、今後、コロナワクチン接種等の進行により催事の再開も見込まれ、渋滞緩和は引き続き重要な課題となる。

については、コロナ収束後を見据え、恒久的な渋滞緩和を図るため、仙台北部道路へのスマートICの新設や、新たなアクセス方策の検討など、現状を踏まえた抜本的な総合交通対策を講じること。

16 令和元年東日本台風からの復旧・復興へ 向けた支援について

- 1 派遣職員の確保にあたって、県内外の自治体から中長期派遣を受けているが、必要人員を確保できていない。

独自で要望活動を行っているが、全国的に職員が不足する中、小規模自治体の個別活動では確保が難しいことから既存のスキームに加えて更なる確保対策を図ること。

- 2 派遣職員に係る人件費、住居費その他経費については、派遣先が負担している。

その額の8割は特別交付税措置を受けられるものの、財政規模に対する自治体負担が大きいことから、負担軽減が図られるよう、特別交付税措置の引き上げについて、国に働きかけること。

- 3 プレハブ仮設・みなし仮設住宅入居及び在宅も含めた被災者支援については、県を通じた厚生労働省の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金事業により、被災者見守り・相談支援事業として実施しているが、国の補助率は、実施3年目である本年までは10分の10、4年目から5年目までは4分の3となり自治体負担が発生する。

東日本大震災の例を見ても、長期的かつ多面的な支援の継続が必要になると考えており、令和4年度以降の補助について、補助率の引き上げ及びメニューの拡充を図ること。

17 農業・農村対策の充実強化について

農業者の高齢化や担い手の減少、また、農産物の輸入問題や東日本大震災に伴う生産基盤の復旧、さらには、新型コロナウイルス感染拡大の影響など、農業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

新型コロナウイルス感染拡大で消費が低迷し、需要に不透明化が増し農産物の需給バランスが崩れることも懸念される。

については、農業・農村の振興を図るため、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 農業基盤整備事業について

(1) 土地改良施設への整備支援について、農業用排水路等の土地改良施設においては、かなり年数が経過しているものもあり、令和元年東日本台風のような今後頻発化が想定される異常気象等に対応できないことが懸念される。災害リスクを抑え、農業被害の軽減と住民の安全・安心を守るため、施設計画の見直し、施設能力の強化及びこれらの整備について支援拡充を図ること。

(2) 中山間地域総合整備事業について、農産物の生産拡大など中山間地域の振興に有効であることから、円滑な事業の推進に向けて予算の拡充を国に働きかけること。

さらに、新たな「中山間地域農業農村総合整備事業」の採択に係る地域指定に向けて県の支援を強化すること。

(3) 農地中間管理機構の農地整備事業について、予定地区すべての事業予算の確保を図り、円滑な事業の推進を図ること。

なお、工事期間中や工事完了までの賃料については、機構および出し手、受け手の3者協議によることとされているが、受け手からは徴収せず、また、出し手の農地保有に係る経費負担の軽減に資するため、出し手には借受農地管理等事業の活用により支払うなど、県において事業予算の確保を図ること。

併せて用水路整備に関する事業枠の拡大、事業予算の確保を図ること。

(4) 田んぼダムについては、流域全体で洪水を軽減する取組みであるが、事業の推進には農家の理解が不可欠であることから、整備に係る堰板の購入経費等の費用の助成措置を講じるとともに、多面的機能支払交付金の加算措置の拡充を国に働きかけること。

2 日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度が安定かつ充実した制度となるよう、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金において、十分な予算を確保すること。

なお、多面的機能支払交付金の資源向上支払交付金（施設の長寿命化）について、地域の活動組織による機動性のある効率的な整備を進めるため十分な予算の確保を働きかけること。

また、震災による地区の崩壊など、共同活動の衰退も懸念されることから、地域の特性を鑑みた特例を制定すること。

併せて、事務の簡素化を早急に進めるよう国に働きかけること。

3 「農業農村整備事業（新規分）」の県費負担割合について

農業農村整備事業について、令和2年度に県費負担割合が見直されたが、引き続き町村の負担軽減に努めること。

また、新規事業の早期採択のため、農業農村整備事業の関連部署に十分な担当職員を配置し、業務の円滑化を図ること。

4 畜産振興・飼料対策の推進について

長期的な飼料価格の高騰に対応した価格差補てん発動基準の抜本的な見直しや財源の確保など、配合飼料価格安定制度の拡充・強化を国に働きかけること。

5 農業生産の総合的な振興について

(1) 耕種と畜産の連携強化のため畜産クラスター事業等を一層推進すること。

(2) 近年の気象の変化や新型コロナウイルスの影響による需要の減少など、野菜の価格が大きく変動することから価格安定制度の充実を図ること。

- (3) 農業者の高齢化や担い手不足が急速に進行していることから生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策をさらに推進すること。
- (4) 燃油価格の高騰にかかる「施設園芸等燃油価格高騰対策」の制度維持や省エネ技術の普及など、農家経営の安定化に向けた施策の拡充を国に働きかけること。
- (5) 国事業「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」について、事業主体の負担軽減を図るため、上限事業費の撤廃、補助率の引き上げを図るよう国に働きかけること。

あわせて、共同利用施設の整備など、競争力の強化に向けた県独自の支援策を講じること。

- (6) 需要に応じた主食用米の生産と水田における高収益作物（土地利用型作物）の積極的な作付け誘導を図るとともに、畑地での土地利用型作物の作付けに対する支援策を講ずること。
- (7) 国事業「経営所得安定対策事業等交付金」における「水田収益力強化ビジョン」に基づく産地交付金のメニュー設定について、地域の裁量で行えるよう、制度の見直しを国に働きかけること。また、地域枠の交付金が減少し、県枠が拡大される方針であることから、引き続き県及び地域の農業再生協議会における意見を十分に把握のうえ県枠メニューを設定すること。
- (8) 農業経営収入保険の加入については、青色申告の実績が1年分必要とされているが、手続きが煩雑であり加入低迷の要因となっている。また、経営所得安定対策（ナラシ対策）とは同時加入できないことが、集落営農組織単位で加入する際に妨げとなっているので、手続き要件の緩和について国に働きかけること。

6 農畜産物の輸入規制の強化について

持続的な農業の発展を図るため、農畜産物の輸入について、具体的かつ体系的な対策を明らかにするよう国に働きかけること。

なお、TPP11、日米貿易協定をはじめ農畜産物の自由貿易交渉にあたっては、農業者が納得できる成果が出るよう、慎重な対応を国に働きかけること。

7 家畜伝染病について

C S F（豚熱）のワクチン接種が実施されているが、引き続き危機管理を強化するとともに、関係農家や事業者への経営支援対策及び防疫対策の強化を国に働きかけること。

なお、「牛伝染性リンパ腫」予防対策を徹底するため、県が中心となり積極的な防疫対策を推進すること。

8 農地中間管理事業について

(1) 県は「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」において、担い手が利用する農用地の集積目標を90%と設定しているが、県目標の達成には、農家負担の軽減に配慮した農地の条件整備が不可欠である。

については、国や農地中間管理機構と連携を図り、農地中間管理事業などを活用し、農地の条件整備を積極的に推進すること。

(2) 被災した農用地について、計画的に集積・集約化を図るため、経営転換協力金等の交付額を被災地域の営農再開状況の実態に合わせ、令和4年度以降も減額することなく財源確保を図ること。特に、機構集積協力金等交付額の減額及び交付要件の制限により農地の出し手の貸付意欲を減退させることがないように配慮すること。

(3) 相続未登記農地の貸し付けについては、法の改正により、以前より円滑な集積・集約化が見込まれるものの、現実的に、数世代にさかのぼる未相続農地の調査に労力を要すること、告示期間に6ヶ月を要し、集積計画公告まで含めると更に数ヶ月を要することから、内容を精査の上より有効活用に向けた対応策を講じること。

9 集落営農組織・家族経営農業の支援策について

集落営農組織の農地集積や機械・施設の整備等に対する財政支援の継続、充実強化を国に働きかけること。

また、農地の維持管理（用排水路、畦畔）が行き届かず農地の多面的機能が低下、有害鳥獣被害（イノシシなど）が増大していることから、特に中山間地域で

の家族経営農業にも手厚い支援策を講じるなど、県においても積極的な支援を図ること。

10 農業次世代人材投資資金について

新規就農者、担い手の育成を図るため、十分な予算の確保、新規就農者への支援の延長、強化について、国に働きかけること。

11 果樹振興対策の推進について

(1) 「果樹経営支援対策事業」は、優良な品種への転換、改植等にかかる経費を支援するものであるが、果樹経営は、従事者の高齢化や後継者不足のほか、零細な栽培規模（家族経営）の生産農家が半数以上を占めるため、高額の農業機械（果樹病虫害防除用のスピードスプレーヤ等）の更新経費についても、支援の対象にするなど制度の拡充を国に働きかけること。

また、担い手育成のためのソフト・ハード両面の支援策を講じること。

(2) 令和3年4月の凍霜害により県内各地で梨やリンゴなどが大きな被害を受けたことについて、営農の継続と産地の維持発展のため、適切な技術指導を図ること。

18 森林・林業対策の推進について

木材価格の低迷など、林業を巡る情勢の悪化により、森林の管理を図ることが一層困難になっているので、林業が産業として成り立つための施策を強力に展開することが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 新たな森林管理システム実施への支援について

「新たな森林管理システム」の実施にあたり、順次環境の整備は図られているが、町村においては引き続き専門的な知識や業務量への対応が必要であることから、(一社)宮城県林業公社に置かれた「市町村森林経営管理サポートセンター」の増員を図り、各圏域に職員を出向させて協議会組織等を立ち上げ、自治体と林産業者との橋渡し役として圏域の事業量調整や配分を行うなど、事業実施体制の強化を図ること。

また、森林環境譲与税の配分割合について人口配分割合が大きいことから、森林が多くを占める町村への配分が多くなるよう、市区町村交付基準の見直しを国に要請すること。

2 森林を守るための財政措置について

(1) 山林を守るため、地方交付税制度における基準財政需要額に森林面積に応じた必要額を算入すること。

また、森林整備事業について、十分な財源が確保されるよう、国に対し引き続き働きかけること。

併せて、新たな「林業成長産業化総合対策」の充実について、国に働きかけること。

(2) 公有林の管理に万全を期するため、林業就業者の確保に対する財政支援を図ること。

(3) 森林組合の活性化施策及び補助制度の充実を図ること。加えて人材の確保、

育成に係る支援体制を整備すること。

- (4) 県が指導を行う民有林・国有林連携共同施業を引き続き推進し、林業を活性化させること。

3 松くい虫・ナラ枯れ等の防除対策について

- (1) 防除効果の高い航空防除、地上散布、樹幹注入事業など、駆除等にかかる財政措置を拡充し、地元負担の軽減を図ること。

また、大衡村に所在する昭和万葉の森において、松くい虫の被害が拡大し、倒木被害も懸念されるので、速やかに伐倒駆除処理及び樹幹注入事業の拡充、強化を図ること。

- (2) 抵抗性アカマツの苗木生産、植栽を推進し、特別名勝松島地域をはじめ各被害地の復旧を図ること。

- (3) ナラ枯れの被害について、一部地域で増加傾向にあることから、継続して伐倒駆除などの対策を図ること。

また、ナラ、ミズナラの苗木生産に取り組み、ナラ林の保全と被害地の復旧対策を早期に図るとともに、民有林への対策にかかる指導、支援を行うこと。

4 木質バイオマス利用の推進について

森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、林地の残材等の搬出について、補助率の拡充を行うとともにチップ材購入支援対策を講じるなど、木質バイオマスの利用を促進すること。

また、森林資源の循環利用を促進するため、山林の放射能物質の汚染状況調査及び放射能の除染を含め多面的な対策を継続的に展開するよう国に積極的に働きかけること。

5 J-クレジット制度の促進について

森林の機能維持を図り温暖化防止を促進するため、「J-クレジット制度」について地域に合わせた「みやぎ版」を創設すること。

また、認証取得のための事業者支援事業の制度を継続すること。

19 水産業対策の充実について

漁業就労者の減少や高齢化、また、原油価格の高騰による経費の増大、さらには、国際的な漁業規制の強化など、水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 沿岸漁業の促進について

漁場環境を汚染する廃棄物の除去及び海洋環境浄化再生対策を強化すること。

また、海底瓦礫が未だ存在しており、操業の妨げとなっていることから撤去作業を継続すること。

2 磯焼け対策について

磯根資源の維持、回復のため、藻場の実態把握や過剰なウニの積極的活用など、「宮城県藻場ビジョン」を踏まえ、引き続き調査の継続と漁業者に対する支援等総合的な対策を推進すること。

3 燃油高騰対策について

漁船用燃油等の高騰対策の拡充について、国に積極的に働きかけること。

また、県においても効果的な施策を強力に推進すること。

4 密漁の防止対策の促進について

魚介類を根こそぎ捕獲する悪質な潜水器密漁などの防止対策を強力に推進すること。

5 水産加工業の経営安定化の促進について

加工原料の安定的確保など、水産加工業の経営安定対策の促進を図ること。

6 国際貿易交渉への対応について

TPP11等に関しては、今後の方針、具体的対策等について、十分な情報の提供と水産物輸入の規制強化を国に働きかけること。

7 風評被害の早期解消について

国・県の取り組みにより風評被害は改善の方向にあるが、引き続き韓国におけるホヤの輸入禁止などの風評被害の早期解消に向け、放射性物質検査に要する経費を全面的に支援するとともに、関係国における輸入禁止措置の早期撤廃を国に働きかけること。

8 内水面漁業の推進について

(1) さけ・ます増殖施設の整備により、事業者の経営安定を図ること。

また、県漁協互理支所のさけふ化場など、ふ化場の整備について、適切な助言と財政支援を行うこと。

(2) 鳴瀬川水系の漁業資源の増殖、保護のため、放流事業及びアユ増殖施設の改修等への支援を図ること。

(3) カワウの生息域が内陸部に移動し、養魚場の魚や放流されたアユ等が大量に捕食されているので、被害の実態を明らかにするとともに、適正な個体数の管理に向けた調査研究を行うこと。また、ドローン等を活用した先進事例も踏まえた被害対策を図ること。

9 鳥の海湾内の環境整備について

良好な漁場環境を保全するため、中期的視野で湾内の作濤事業等を計画すること。

10 水産品（地場産品）への支援について

(1) 水産品（地場産品）は観光資源としても重要であることから水産基本計画（第Ⅲ期）を踏まえ、生産と安定的な供給に向けた支援策を拡充すること。

(2) 新たな水産品として登録商標された「伊達いわな」の普及促進を図ること。

11 新規漁業者の育成・確保について

漁業を持続的に発展させるため、漁業の将来を担う意欲ある新規漁業者を安定的に確保し、定着を図るための支援策を充実すること。

特に「漁業人材育成総合支援事業」において、就業後の長期研修に係る支援が指導者に対するものであり、新規漁業者を受け入れるうえでは有効であるが、「農業次世代人材投資事業」と同様に収入の低い新規漁業者本人へ直接支援金を交付するよう改善を図ること。

20 野生鳥獣被害対策の拡充について

野生鳥獣による農作物等への被害は経済的損失にとどまらず、農林業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となることから、生息数を適正規模に管理することが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 野生鳥獣対策事業の効果的実施について

- (1) イノシシについては、昨今、市街地への出没情報もあるため、生活環境や通学路の安全確保に向け、山林の下刈り、やぶの解消など、引き続き事業の計画化を図ること。
- (2) 陸上自衛隊王城寺原演習場内など国有地内における有害鳥獣の捕獲や周辺への被害拡大を防止するための対策について、引き続き国へ要請すること。
- (3) イノシシを捕獲しても大部分が活用されていないので、捕獲促進の観点から市場流通に向けた処理施設の整備など、地域の取り組みを一層支援するとともに、県において全頭検査の実施を検討すること。
- (4) 「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、捕獲頭数に応じた交付金の満額交付や整備事業等の拡充と事務処理の簡素化を国に求めること。
また、町村による侵入防止柵の設置、購入事業等について、県の支援を拡充すること。
- (5) 「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、令和2年度からイノシシの実施期間は120日に延長されるなど、制度の改善は図られているが、野生鳥獣対策に係る町村の負担軽減を図るため、引き続き十分な予算を確保すること。

2 野生鳥獣対策における担い手の育成について

- (1) 野生鳥獣駆除実施隊の高齢化による担い手の育成を図るため、狩猟免許取得費用の助成等、県独自の財政支援を図ること。
併せて、野生鳥獣駆除者に対する猟銃購入経費、駆除時の出役費への助成、

有害鳥獣駆除の技術向上に支援を図ること。

(2) 宮城県クレー射撃場（村田町）にライフル銃・スラッグ弾の実射訓練等が可能な射撃場を整備すること。

3 ツキノワグマおよびシカによる被害対策について

ツキノワグマによるスギの「皮はぎ」について、新たな被害対策が追加されているが、森林保護の観点から一層の支援策を講じること。

また、シカによる被害が増えているので、引き続き支援策を強化すること。

4 松島湾内の野鳥被害対策について

ウミネコや海鷗等、海鳥による糞害などで松枯れが発生しているので、有害鳥獣対策を強化し松島湾の景観維持を図ること。

21 松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と 早期完成について

「松島湾リフレッシュ事業」の推進により、湾内の水質浄化に一定の効果が見られるものの、環境悪化や漁場機能の低下はいまだ改善されていない状況である。

については、底質環境や漁獲物等の回復、改善を図るため、松島湾内の総合的な環境浄化対策に引き続き取り組まれるよう強く要望する。

22 広域観光の充実に向けての支援について

本県は、各地域にそれぞれ特徴ある歴史文化や豊かな自然に恵まれた多くの観光資源を擁しており、観光の振興は地域経済の進展と地域づくりに大きい効果が期待されている。

しかしながら、東日本大震災や令和元年東日本台風の被災地は、復興に向け取り組む最中、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、宮城県内の自治体においても観光産業等に大きな打撃を受けている。

については、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えながら観光基盤の拡充を図るよう次の事項について強く要望する。

1 観光事業者に対する新型コロナウイルス対策の継続的な支援

新型コロナウイルスは、特に、宿泊事業者、運輸事業者等の観光関連事業者等に多くの損害をもたらした。ワクチンの接種開始や各自治体独自の支援制度等を行っているものの、感染前の観光客数までには戻っていない状況にあることから、感染の収束状況を見極めつつ、継続的な観光支援策を実施すること。

2 仙石線松島海岸駅の整備促進

松島の玄関口となる仙石線松島海岸駅のバリアフリー化が令和3年度中に完成することから、引き続き「駅前広場整備事業」を推進するため、「松島周辺の観光拠点整備推進に関する連携協定」に基づき財政支援を行うこと。

3 登山道の整備の推進

- (1) 蔵王連峰縦走登山コース等について、計画的な整備を進めること。
- (2) 船形連峰の登山道等の整備について、山頂標識は老朽化が著しく、冬季は遭難事故が発生していることから、登山者の安全確保を図ること。

4 インバウンド受け入れ体制の整備について

- (1) 既存の観光主要拠点に加え、震災からの復興等、新たな観光の拠点が増えていることから、観光看板の充実を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた外国人旅行者誘致のために英語、中国語、韓国語（ハングル）等を併記した看板や多言語音声案内をさらに増設すること。

- (2) 「みやぎ観光回復戦略」など、県全域においてインバウンド受入体制を整えられるよう、既存の主要拠点の更新やメンテナンスに加え、観光コンテンツの充実、観光ボランティアなど担い手の育成に係る各種ソフト事業への財政措置を図ること。

また、観光ルート及びプログラム開発、Webページの整備等と合わせた基盤整備についても中長期的な事業支援を行うこと。

5 サイクルツーリズムの推進について

観光地の移動手段として、各地域ではサイクルツーリズムを推進しているの、県道における自転車専用道路の併設、県内統一した案内看板や路面表示の設置など、インフラ整備を図ること。

また、2次交通も課題であることから、「自転車持ち込みが可能なBRT車両の運行」など、公共交通機関との連携による態勢整備を図ること。

あわせて、広域連携としての観光資源の魅力化・活性化などを支援し、国内外からの観光客受入体制を整えること。

6 修学（教育）旅行の誘致促進について

- (1) 修学（教育）旅行等の受入れに向けて、農林水産業体験、地域資源を活用したツアー、職・工芸に関する体験など教育メニューの造成や周知に努めるとともに、首都圏等での説明会を継続的に開催すること。

- (2) 都市部のニーズは農漁家体験民泊が多いものの、地域の受入れ家庭が高齢化などで減少傾向にあるため、これに代わる宮城ならではの「震災・防災学習」など、体験プログラムや受け入れ態勢を検討すること。

(3) 訪日教育旅行の誘致について、国別にプログラム造成を図るなど、県内の資源の有効利用に向けて、引き続き内容の充実に努めること。

7 学術的資料、歴史的資源の修復、保存対策について

歴史的資源を観光や地域産業の振興に活かすため、東日本大震災により損害を被った資料に限らず、地域の特徴ある史跡や文化財の修復、保存対策等に係る体制の拡充及び支援措置を講じること。

また、商店街の景観維持に関する蔵等の修繕・改修等も考慮し、支援措置を講じること。

8 鳥の海湾内の環境整備について

鳥の海湾内で実施している海洋性スポーツ体験施設において、震災後、災害復旧工事により瓦礫は取り除かれたものの、一部に瓦礫の残骸が堆積している。このため干満により土砂の堆積物により水深が浅くなり、カヌー体験等のマリンスポーツの運航に支障をきたしていることから、瓦礫の撤去及び汚泥や牡蠣殻等の浚渫作業により観光体験型施設の安全確保を含めた環境整備を行うこと。

23 仙台北部中核都市建設の促進について

県は、仙台北部中核工業団地群に一層の企業集積を目指し、自動車関連産業や高度電子機械産業の集積に力を入れて取り組みを進めている。

これにより裾野の広い自動車産業の集積が期待されることから、関連企業のさらなる誘致促進のため、工場適地の拡大を図るとともに、第一仙台北部中核工業団地及び第二仙台北部中核工業団地、大和インター地区、吉岡南第二地区等の道路環境を含む関連公共事業の整備促進を図ること。

また、国道4号線が企業集積により通勤時に渋滞していることから、県道大衡仙台線の早期整備を図ること。

24 企業誘致と新産業創出の促進について

県土の均衡ある発展を果たすため、県全域における企業誘致と新たな産業の創出に向けて、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 企業誘致の全県的展開等について

第二仙台北部中核工業団地を中心とした仙台圏のほか、仙南地域において医療・健康関連産業に特化した取組など企業誘致が全県的に展開されるよう県全域の工業適地にかかるPR活動を行うこと。

次世代放射光施設の整備、運用開始にあわせた関連企業の誘致とともに、県内企業の利活用について配慮すること。

2 過疎地域への新規立地等について

過疎地域への新規立地や設備投資等について、税負担の軽減や補助制度の拡充を図ること。

25 中小企業の支援について

富県宮城の実現に向け、県内中小企業の果たす役割は大きく、それに対する県の支援体制も極めて重要である。

自動車産業や高度電子産業の集積が進展する中、中小企業が新規参入や事業拡大を図るためには、人材の確保と育成、高度技術の習得などの政策とあわせ、最新鋭機械の導入など新たな設備投資が欠かせない。

については、中小企業者のニーズを踏まえた人材確保策の更なる強化、設備導入に係る金融支援の拡充とともに引き続き県、市町村、金融機関が連携したPR体制の強化を図ること

26 消費者行政の強化について

インターネット販売等新たな手口の悪徳商法等へ対応するための相談体制の強化と啓発及び消費者教育の拡充を図るため、「市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金」を拡充するなど財政支援を継続すること。

また、相談業務等を担う人材の教育訓練を充実させるため、国民生活センターが開催する研修会・講座を県内において実施し、相談員のスキルアップを支援すること。

27 再生可能エネルギーの促進について

自給エネルギーの確保、脱炭素社会の実現等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大は重要な課題となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 発電事業に係る県条例の制定について

発電施設の設置をめぐり、森林伐採による自然環境の破壊及び災害の誘発等により生活環境を脅かすことが危惧され、反対運動が起きていることから、宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインに基づく地域住民への説明や周辺環境への配慮を求めるのみならず、規制内容（出力10kw以上の事業用発電施設を対象とし、土砂災害リスクのある急斜面や森林地域などへの新設を禁止）を含めた条例を制定し指導・監督を強化すること。

2 水素社会の促進について

現在主流となっている水素の製造方法は化石燃料を改質するものであり、水素社会の本来の目的である二酸化炭素の削減効果は小さい。

そのため、真の水素社会を実現するには、再生可能エネルギー由来の水素の製造が必要であることから、次の事項について積極的に国に働きかけること。

- (1) 再生可能エネルギー由来の水素製造技術の開発を促進すること。
- (2) 燃料電池自動車の普及のため、県内への水素ステーションの設置をより一層促進するとともに、燃料電池自動車購入の補助率を引き上げること。

3 自治体が携わる地域新電力について

自治体が携わる地域新電力事業については、日本卸電力取引所等から電力を購入し、地域に電力を供給することで収益を得ており、事業収益をまちづくり事業で活用することで地域活性化や地域課題の解決が図られることが期待されるため、国においても推進しているところである。

しかし、令和3年1月に卸電力価格の異常な高騰が発生したことで、地域新電力事業所の負担が増加し、経営を圧迫した。

については、地域新電力による循環型地域経済の活性化を妨げることがないように、電力卸市場制度の再設計を速やかに講じるよう国に働きかけること。

また、制度の不備により卸電力価格が高騰した際には、地域新電力事業への緊急支援措置を実施すること。

28 廃棄物処理対策への支援について

廃棄物の増加と多様化により、その処理に関わる問題が一層難しくなっている。処理施設の建設に伴う反対運動や不法投棄等、解決に至らない問題も多く、環境の汚染が懸念されている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 産業廃棄物処理事業者の監視指導体制強化について

産業廃棄物を一般廃棄物として排出する事業者もあることから、適切な廃棄物処理が実施されるよう、廃棄物の収集運搬、保管、中間処理及び最終処分までの監視指導体制を強化し、不正処理の防止策の充実を図ること。

2 一般廃棄物処理施設の整備推進にかかる支援策について

廃棄物の適正処理を推進するためには、廃棄物処理施設や減量化施設の整備が重要であることから、老朽化施設の解体費用も含めた財政支援の充実を国に働きかけること。

3 不法投棄対策の支援について

不法投棄対策について、県は広報活動や取締をさらに強化し、町村が行う不法投棄対策費用や処分費用の財政措置について国に働きかけるとともに、県単独の財政支援についても実施すること。

29 住民の安全安心な生活環境の確保について

仙台港湾地域における石炭火力発電所の稼働により、漁業従事者からは海域への温排水等による漁場環境への影響が懸念されている。

については、県において実施している漁場環境調査を今後も継続して実施し、漁業従事者の不安の解消に努めること。

30 国民健康保険の安定的運営について

平成30年4月より国保の都道府県単位化が実施されているが、県は財政運営の責任主体としてさらなるリーダーシップを発揮し、市町村国保財政の安定的運営を確実に図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 市町村国保財政に対する影響緩和対策について

将来的な県内同一の保険料（税）水準の統一化を実施するにあたり、保健事業の県内統一化についても対策を講じること。

2 国民健康保険税の収入確保対策について

令和3年度より地方税滞納整理機構では、国民健康保険税のみの滞納事案についても一部移管を引き受けることとなったが、町村における国民健康保険税の滞納金額は大きく、移管件数も限定的となっている。

については、国民健康保険税の滞納解消を図るため、地方税滞納整理機構による、より一層の国民健康保険税のみの滞納事案の移管・引受を実施すること。

3 国民健康保険保険給付等交付金における普通交付金支給対象の拡充について

国民健康保険保険給付等交付金における普通交付金の支給対象に、出産一時金及び葬祭費等を追加すること。

4 国民健康保険均等割減額措置の拡充について

令和4年度より未就学児に係る国民健康保険料の均等割額の減額措置が導入されることとなったが、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、減額措置の対象を18歳に達した年度末まで拡大するよう、国に対し要望すること。

31 地域の保健医療について

高齢化の進展や疾病構造の変化に加え、東日本大震災の影響もあり、地域の保健医療に対するニーズや期待は更に大きくなっている。また各自治体では関係施設の改善や、受入体制の充実が求められていることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 自治体病院における医師及び看護師確保対策について

- (1) 都市部に医師及び看護師が集中している状況の解消を関係機関に継続して働きかけるとともに、自治体病院における医師及び看護師確保対策について、なお一層の推進を図ること。

特に、宮城県ドクターバンク事業や自治医科大学卒業医師の継続した配置を行うとともに、東北医科薬科大学卒業医師の確実な県内定着を図ること。

- (2) 常勤医の確保が難しい診療科については、東北大学等から医師の派遣を受けて対応しているが、医師数や派遣時間数が年々縮小されていることから、地域住民のニーズや地域医療の更なる充実を図るため、非常勤医師の継続派遣について関係機関に働きかけること。

- (3) 独立行政法人国立病院機構・宮城病院は、亘理郡で唯一、周産期医療を除く複数診療科と病床を備えた重要な医療機関であり、地域医療を中心的に支えていくための重要な拠点である。

しかし、整形外科、形成外科及び皮膚科の診療は、県立がんセンター、仙台医療センター及び東北大学からの医師派遣を受けていなければ外来の診療を行うことが困難であり、現在は週1日という時間的制約の中で行われている状況である。

については、地域住民のニーズに応え、地域医療及び救急医療の確保・充実を図るため、外来の診療科の充実並びに常勤医師の確保等の支援について関係機関に働きかけること。

2 救急医療の対策について

(1) 全県的に二次救急医療の受入れ病院が不足しているため、広域的な受診者が増加し、救急搬送に時間がかかるなど、問題が発生している。

また、医療圏の統合に伴い、医療格差の拡大や医療従事者の偏在が危惧されており、二次救急医療機関の受入体制の改善・向上が大きな課題となっている。

については、県の関わりを更に強め、医療従事者の確保、救急医療に対する財政支援の強化、救急医療施設や医療機器等の整備に対する支援の仕組みを構築すること。

(2) 24時間救急医療受入体制維持・充実強化のための財政支援及び応援医師の確保等の対策を図ること。

(3) 二次・三次救急医療機関の機能と役割について、県民に広く周知するための積極的な啓発活動に努めること。

(4) 小児救急医療体制は昼夜を問わず一次・二次救急ともに不足している状況にあることから、一次医療圏内において小児救急に対応できるよう、医師確保等小児医療の充実を図ること。

(5) 三次救急医療を担っている全ての自治体病院について、地域医療及び救急対応機能の低下をきたすことがないように、継続的な助成を行うこと。

(6) 仙南夜間初期急患センターは、設立前の検討会議の予測と異なり厳しい運営状況にあることから、運営補助制度等の整備を図るとともに、県内の夜間急患センターに対して継続的な財政支援を図ること。

3 予防接種への助成について

定期予防接種経費への地方交付税は9割措置となっているが、定期予防接種対象疾病の拡充に伴い、町村で負担している接種経費が大きな負担となっている。

については、定期予防接種の経費を10割負担とするよう、国に働きかけること。

また、任意予防接種であるおたふくかぜワクチンについては、小児科学会でも推奨しており、一部市町村においては公費負担で助成を実施していることから、子育て支援の観点からも接種経費について財政支援を講じること。

4 妊婦健康診査支援等について

妊婦健康診査の公費助成については、14回分まで普通交付税措置となっているが、診査によっては14回を超え、自費負担となる事例が発生している。

については、全額公費で診査の受診ができるよう、財政支援について国に働きかけること。

5 がん検診について

(1) 新たなステージに入ったがん検診の総合的支援に対する財政支援の強化及び自己負担分の軽減策を講じるよう、国に対して強く働きかけること。

(2) 婦人科系のがん検診への支援を充実させるとともに、助成措置を継続して実施するよう国に働きかけること

(3) 胃がん検診における胃内視鏡検査の実施については、小規模市町村単独での二重読影のための委員会設置は難しいことから、広域的な実施体制の整備を県が主導となって行うこと。

6 アピアランスケア助成について

がん治療に起因する身体の外見変化は、がん患者、特に女性にとって大きな苦痛であり、治療や療養生活、社会復帰への障害となっている。

については、医療用ウィッグ購入に限定している助成制度について、他の部位のケアに対しても助成可能となるよう拡充を図るとともに、外見変化により心的苦痛を抱えるがん患者に対し、市町村と協同して支援を行うこと。

7 感染症予防対策について

(1) 感染症の流行状況に伴い臨時緊急的に実施する予防接種に係る経費について、財政支援制度を創設するよう、国に働きかけること。

(2) 塩釜保健所岩沼支所管内の帰国者・接触者外来（南東北病院）の円滑な運営を継続するとともに、個人防護具の配布等の支援を充実させること。

8 生み育てる医療・保健環境の整備について

みやぎ県南中核病院は、仙南医療圏域で唯一分娩を担当できる公立病院として、

地域の周産期母子医療センターとしての役割を果たしてきたが、令和2年10月以降、分娩中止となっている。

については、地域で安心して出産できる環境を維持するとともに、周産期医療の安定的な提供体制の確立に対する支援を講じること。

また、小児科健診や小児救急についても、同様の受診体制を整備し、小児科医療の充実を図ること。

9 へき地における医療従事者（薬剤師）の確保対策について

へき地における保健医療が安定的に提供できる体制を図るため、薬剤師の地域偏在を解消すること。

また、医療従事者の確保対策における財政支援制度を創設するよう、国に働きかけるとともに、県においても財政支援を講じること。

10 急性期病床から回復期病床への転換にかかる施設基準の緩和について

2025問題を控え、今後の病床数においては、回復期病床の需要が急速に増加することが見込まれるが、病床の転換のための施設基準が大きな壁となっている。

については、病床数は維持しつつ、急性期病床から回復期病床への転換が容易になるよう、地域の実情に応じた施設基準緩和及び例外規定の整備について、国に働きかけること。

11 看護学生修学資金貸付事業の対象の拡充について

看護学生修学資金貸付事業については、県内の民間立看護師等学校及び養成所に在学する者のみを対象としており、保健師養成課程の大学在学者については貸付の対象外となっているため、町村への保健師の入職が減少し、人材確保が困難な状況となっている。

については、看護学生修学資金貸付事業の貸付対象に県内の保健師養成課程の大学を追加し、保健師を希望する学生の町村への就職支援を実施すること。

32 社会福祉対策について

生活上の困難や障害がある方が、安心して充実した生活を送れるよう、社会基盤を整備し、福祉の推進に努める必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域生活支援事業への支援について

地域生活支援事業費等補助金における地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業については、負担割合に応じた国庫補助額が確保されているところであるが、地域生活支援事業費等補助金に含まれるその他の事業については、負担割合通りの補助額の確保が実施されていない状況にある。

については、その他の事業についても負担割合通りの予算額を確保するよう、国に働きかけること。

2 障害者福祉施設に係る「親亡き後」に対応した施策について

(1) 社会的な問題である「親亡き後」に対応した施策は緊要の課題であり、早急に対策を講じる必要があることから、地域生活拠点の整備に際しては、セーフティネットとしての役割を持つ「船形の郷」に緊急時の受入体制を確保すること。

(2) 「親亡き後」への対応としてグループホームの整備が推進されているが、特に精神障害者向けの施設整備について強化すること。

(3) グループホーム建設に際しては、多額の建設費がかかるため、社会福祉施設等整備補助事業の補助基準額の引上げを国に働きかけること。

3 介護人材の確保について

介護事業所の安定的な運営は、地域支援事業や地域包括ケアの推進を図る上で重要であるが、全国的に介護職員が不足しており、介護人材の確保が急務となっている。

については、市町村が実施する介護人材確保対策事業に対し財政支援を行うとともに、県が実施している介護人材確保支援事業や介護福祉士等修学資金貸付事業などの人材確保対策の継続・強化を図ること。

また、介護職員の処遇改善など、人材確保対策の充実について引き続き国に対して強く働きかけること。

4 障害者福祉サービス事業所が事業所指定取消となった場合の給付費返還に係る財政支援等について

障害福祉サービス事業所が不正行為等により事業所指定取消となった場合、関係町村は、給付費の全額を国及び県に一括返還することになっているが、不正受給を行った事業者が倒産等により返還に応じられない場合、市町村の全額負担となり、財政的負担が大きいことから、市町村のみの負担とならないための制度改正を国に対し要望すること。

併せて、国庫等負担金返還事務の簡素化について、国へ改善を働きかけること。

5 同行援護事業所の拡充について

視覚障害者に対して外出活動を支援する同行援護サービスについては、事業所やスタッフの不足により、利用者がサービス提供を受けられないなど問題が生じていることから、同行援護事業所及びスタッフを増加させる施策を講じること。

6 障害者の移動支援について

地域生活支援事業で実施されている障害者の通勤・通学に関する移動支援については、障害者の社会参加の促進や地域での自立を支える上で重要であることから、支援の範囲拡大を図るとともに、個別給付の対象に含めるよう国に働きかけること。

7 居住地特例の対象外となる施設の取扱いについて

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で定められる居住地特例対象施設については、障害者支援施設等が対象となっている。

しかし、障害者支援施設等の指定基準に満たない施設を有する町村については、施設入所者全員の給付主体となっているため、町村財政を圧迫しているのが現状である。

については、居住地特例対象施設の中に「入居サービスを行う住居」を加え、町村財政の負担を解消するよう国に働きかけること。

8 生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例の原則的な実施について

生活保護受給者に係る介護保険料の納付方法については、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例により、保護の実施機関は被保護者に代わり政令で定める者に介護保険料を支払うことができると規定されている。

しかし、介護保険料が未納となっている生活保護受給者が存在しており、介護保険料の滞納が解消されていないのが現状である。

については、65歳以上の普通徴収に該当する生活保護受給者に対し、生活保護法第37条の2で規定している方法を原則とし、介護保険料の滞納を解消すること。

また、未納者への納付義務に関する生活指導を徹底すること。

9 身体障害者補助犬飼育管理費等の助成について

盲導犬を使用する視覚障がい者については、身体障害者補助犬法において盲導犬の行動を適切に管理することが定められており、盲導犬の行動管理、飼育管理及び健康管理にかかる費用が身体障がい者の経済的負担となっている。

については、身体障がい者の経済的負担を解消するため、身体障害者補助犬の飼育管理費用等の助成制度を新たに創設するよう、国に働きかけること。

また、県においても地域生活支援促進事業に加えるなど、新たな助成制度の創設を検討すること。

33 子育て支援対策の充実強化について

急速な少子化が進行する中、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりは重要な政策課題である。

特に、子育て世帯への経済的負担の増加や、東日本大震災による町外転出者の増加など、少子化の進行を加速させる要因が増加しており、子育て世帯に対する一層の支援充実・強化を図ることが必要不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 子ども医療助成制度の拡充について

(1) 通院における助成対象は3歳未満から義務教育就学前までに拡大されたが、県内35市町村のうち25市町村が、助成対象を18歳までの入院・通院へ拡大し、23市町村が所得制限を廃止していることから、子ども医療助成制度のさらなる拡充を図ること。

(2) 社会保障制度の一環として、国において新たな子ども医療費助成制度を創設し、必要な財政措置を講じるよう積極的に国に働きかけること。

(3) 母子父子家庭医療費は、自治体によって助成対象金額や助成方法等の制度が異なっており、子育て世帯にとって分かりづらい制度となっている。

については、母子父子家庭医療費助成制度を全国一律の制度設計にするよう、国に働きかけること。

(4) 子ども医療助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額措置（ペナルティ）を対象年齢にかかわらず廃止するよう国に働きかけること。

2 保育サービスの充実について

(1) 認定こども園化については、町村の意向に沿った4類型への移行が円滑に進むよう、県において継続して支援を実施すること。

また、公立認定こども園及び保育施設から認定こども園に移行する施設の施設整備費を補助対象とするよう国に働きかけること。

(2) 障害児保育の対象にならない支援の必要な児童が増加していることから、常時保育職員の配置が必要になっている現状にある。

については、保育士加配における財政的支援措置を創設するよう国に働きかけること。

(3) 県においては保育士人材バンクを開設し、保育士不足の解消に努めているが、人材バンクの登録者は都市部に集中しており、郡部を希望する保育士の登録はほとんどない状況にある。

については、保育士が不足している自治体への求職者の斡旋状況、求職者が求める条件を自治体に提供するなど、保育士人材バンクとハローワークとが連携を図り、県全体での保育士充足に取り組むこと。

また、県内の保育士養成学校等の卒業生については首都圏への流出が懸念されていることから、県がリーダーシップをとり、学校等との情報連携を強化するとともに、保育士の県内就職率を向上させるための施策を継続して実施すること。

(4) 市町村では、「子ども・子育て支援法」に基づき、担い手となる職員の資質向上及び人材確保のための研修会を実施する必要があるが、市町村で講師の選定から研修の実施まで行うのは物理的に困難であり、また、規模の小さな事業者等は施設を空けて受講することができない状況である。

については、下記の研修・事業について県の主催で継続して実施すること。

- ① 保育の質向上のための研修事業
- ② 新規事業者の確保・就業継続支援事業
- ③ 家庭的保育者等研修事業
- ④ 居宅訪問型保育研修事業
- ⑤ 病児・病後児保育研修事業
- ⑥ 放課後児童支援員等研修事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業
- ⑧ 地域子ども・子育て支援事業の「利用者支援事業」研修

3 ワーク・ライフ・バランスの促進について

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口減少への対応や、仕事と育児の両立など、労働者の多様化するライフスタイルに合った働き方が選択できる社会の実現が重要になっている。

については、仕事と育児の両立ができる職場環境づくりを促進させるため、みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度の制度拡充を図ること。

4 幼児教育・保育無償化における副食費の公定価格について

幼児教育・保育無償化における副食費については、利用者の実費負担としているが、低所得者の副食費免除の補てん分は、4,500円を副食費相当額として、公定価格の給付において加算している。

しかし、副食費の公定価格と実質要する経費には乖離があることから、実態に即した公定価格の設定を行うよう、国に働きかけること。

34 学校教育環境等の充実について

全国的な少子化の急進や町村部の過疎化の進行に伴い、児童生徒数は激減しているが、教育現場に支障が生じないよう教育環境の整備を進める必要がある。

特に、震災により甚大な被害を受けた沿岸部町に対しては、公立学校の施設整備に対する支援や、震災後の児童生徒数激減と家庭学習環境の悪化による学力低下に対する支援が必要である。また、学力向上のため、多くの町村で図書館や特別支援に対する指導員等の配置・活用などの推進が求められている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 学校統廃合について

- (1) 学校統廃合による校舎新築及び既存校舎改修の際の国庫負担金事業の必要面積の拡大及び国庫負担金単価の引き上げについて、国に働きかけること。
- (2) 学校の備品購入費への財政支援を行うとともに、スクールカウンセラーの人員配置について、十分な人材確保を継続して行うこと。
- (3) スクールバス購入費について、町村の財政負担が軽減されるよう、負担限度額の引き上げを国に働きかけること。

2 学校図書館の充実について

- (1) 学校図書館指導員の配置について、さらなる財政措置を国に働きかけること。
- (2) 学校司書及び市町村の学校図書館担当職員の専門知識や技能の向上を図るため、研修会を継続して開催すること。
- (3) 司書教諭の資格取得促進を図るなど、司書教諭を各学校に配置するための施策を講じること。

3 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援教育を必要とする児童生徒の多様化により、個人の特性に応じたきめ細やかな教育環境を維持し、対応していく必要があることから、適切な特別

支援の教員を継続して配置するとともに、特別支援学級の学級編制の基準を見直すよう国に働きかけること。

- (2) 特別支援教育支援員配置について、財政措置の拡大を国に働きかけること。
- (3) 特別支援学級担当教員の資質向上を図るため、継続的な研修の実施と内容の充実に努めること。
- (4) 特別支援学校のセンター的機能をさらに強化し、地域の学校への特別支援教育コーディネーター等の専門的人材を継続して派遣すること。

4 教育環境整備の充実について

- (1) 学校施設環境改善交付金は、学校施設の老朽化が進む中、補助対象となる事業費の下限額が高く設定されていることから、活用が困難になっている。
については、町村の財政負担軽減のため、条件緩和を図るよう国に働きかけること。
- (2) 学校におけるICT環境整備のさらなる充実と、今後見込まれる運営費用や更新費用について新たな補助制度を構築するよう国に働きかけること。
- (3) ICTを活用した家庭学習に伴う通信費について、財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- (4) 特別教室への空調設備の設置費・維持費等について、新たな財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- (5) 学校給食施設に係る厨房設備等の更新について、財政措置を講じるよう国に働きかけること。

5 教職員の確保について

- (1) 令和3年度より段階的に公立小学校の学級編制を35人に引き下げているところであるが、教員の確保が課題となっている。
については、学級編制を35人に引き下げた際にも迅速な対応ができるよう、必要な教員数を確実に確保するとともに、十分な予算措置を講じること。
また、学校運営や学力向上を推進するうえで欠かすことのできない教員については、年度途中の欠員が生じることのないよう、教員の減少に対応できる体

制を整えること。

- (2) G I G Aスクール構想を実現する上で、情報を専門とする教職員の確保が喫緊の課題となっていることから、県において十分に人材を確保し、各学校への確実な配置に努めること。

6 心のケアハウス事業の継続・拡充について

心の問題により学校生活が困難となっている児童生徒の学習支援や学校復帰を担う本事業について、令和4年度以降も継続・拡充し、児童生徒に対する支援を継続すること。

7 学び支援コーディネーター等配置事業の支援について

学び支援コーディネーター等配置事業については、令和2年度で県の支援が終了したところだが、地域と学校の連携・協働による学習支援は今後も進めていく必要があることから、市町村振興総合補助金のメニューに加え、町村の財政負担の軽減を図ること。

8 教育支援体制整備事業費補助金（スクールサポートスタッフ配置事業）の継続について

新型コロナウイルス感染症対策等により、教員の業務が増加している中で、スクールサポートスタッフの配置がさらに重要視されている。

については、スクールサポートスタッフの配置に係る経費について、継続して町村への財政支援を講じること。

35 文化財保護法「特別名勝松島」に係る 区域指定の見直し等について

特別名勝松島の現在の指定区域については、指定された当時と現状が大きく乖離しており、直接景観に支障のない地域も規制の対象となっている。

また、東日本大震災以降、震災以前とは異なる土地利用や景観になった地域もあり、保護地区区分の見直しが必要になっている。

については、特別名勝松島の管理団体である宮城県として、保護地区区分を地域の実態に合わせた区分に整理・変更するとともに、地域の実情に即した指定区域の見直しを国に働きかけること。

